

(写)

令和 5 年 10 月 23 日

三重労働局長  
金尾文敬 殿

三重地方最低賃金審議会  
会長 安井広伸

三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 7 日付け三労発基 0807 第 2 号をもって貴職から諮問のあ  
った標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので  
答申する。

## 別 紙

三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

三重県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 情報通信機械器具製造業（ビデオ機器製造業、デジタルカメラ製造業、電子計算機・同附属品装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (4) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 卓上において手工具又は小型動力機を用いて行う組線、巻線、端末処理、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、バリ取り、マーク打ち、打抜き又は刻印の業務
  - ハ 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の供給若しくは取りそろえ、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング、みがき、脱脂、塗油又は運搬の業務
  - ニ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務
  - ホ 賄い又は雑役の業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 987円

### 5 この最低賃金において賃金に参入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり